

伊勢ヨシクニ環境保護基金（2026年） 募集要項

2025年12月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

北海道釧根管区は、世界有数の湿原や森林、沿岸生態系を有し、多様な動植物が生息する豊かな自然環境を誇る地域です。しかし、気候変動や外来種、土地開発などにより、生態系の保全が課題となっています。釧根管区内で環境保全や自然再生、環境教育、普及啓発などに取り組む団体を支援することで、地域の自然を守り、次世代に健全な自然環境を引き継ぐ「人と自然のネットワーク」の形成を目的とします。

助成額

1件あたり50万円以内

助成件数

2件程度

募集期間

2025年12月1日(月)～2026年2月2日(月)（※WEB申請 17：00締切）

助成対象

（1）助成対象活動 釧根管区において実施される活動で、以下の要件のいずれかを満たすもの。

- ① 自然環境の保全（森林、里地里山、里海の保全・整備等）
- ② 生物多様性の保全（絶滅危惧種や野生生物の保護や調査、特定外来生物の駆除等）
- ③ 自然教育・伝承（地域住民や子どもへの環境教育、自然体験、里山文化等の伝承）
- ④ その他この基金の目的達成に資する活動

（2）助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

- ① 日本国内に活動拠点を有する非営利団体で、応募時点で1年以上の活動実績があること

ただし、法人格がない団体（任意団体等）については、5人以上のメンバーで構成され、会則、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画・報告書、予算・決算書が整備されていることを条件とします。

- ② 団体の活動をホームページ、SNSや会報誌等で公表していること

※反社会的勢力とは一切関わっていないこと。国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。

（3）助成対象期間 2026年4月1日～2027年3月31日（期間内であれば、実施回数や時期は問いません）

（4）対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

※家賃や通常の人件費等の経常費、振込手数料等の各種手数料には使用できません。

※関連団体、団体役員やスタッフの家族が経営している会社等への発注・支払いは助成金の対象となりませんのでご注意ください。

応募方法

応募フォーム（ <https://form.run/@oubo-isekannkyou> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

- （１）申請補助資料（助成実績・収支概要） ※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロード
- （２）定款または会則の写し ※任意団体の場合は役員名簿やメンバー表も併せて提出してください。
- （３）前年度の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- （４）【法人のみ】履歴事項全部証明書（発行６ヶ月以内）
- （５）申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が５万円を超える経費は必須
- （６）【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び結果通知

（１）選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

（２）結果通知

2026年３月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後１ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「**公益財団法人公益推進協会 伊勢ヨシクニ環境保護基金による助成事業**」であることを必ず明記してください。
- ・助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り事業を遂行して下さい。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、１ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■**やむを得ず**以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6 - 7 - 9 新橋アイランドビル 2 階

公益財団法人公益推進協会 伊勢ヨシクニ環境保護基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】伊勢ヨシクニ環境保護基金_団体名」としてください)

